

宇城市下請契約報告事務取扱要領
(趣旨)

第1条 この要領は、国土交通省が定めた建設産業における生産システム合理化指針の趣旨に沿い、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、市発注の建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達に資することを目的とし、建設業法第24条の8に基づく施工体制台帳及び施工体系図等について必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 監督員は、請負契約を締結した受注者に対し、市から直接請け負った建設工事のうち、下請業者に発注し契約の締結をしたものについては、次に掲げる書類の提出を求め、適正な契約の締結及び適正な施工体制の確保等について指導するものとする。

- (1) 施工体制台帳(別記様式1)、下請負人に関する事項(別記様式2)及び添付書類の写し
- (2) 施工体系図(別記様式3)
- (3) 作業員名簿(別記様式4)

2 前項各号に掲げる書類(以下「施工体制台帳等」という。)は、発注者が施工体制について、情報通信技術(建設キャリアアップシステムその他適切なシステム)を利用する方法により確認することができる措置を講じた場合を除き、下請契約締結の日から21日以内に提出させるものとする。

3 前項により提出する施工体制台帳等は、書面又は電子データで提出させるものとする。

(指導内容)

第3条 施工体制台帳等に基づく主な指導事項は、次に掲げるとおりとし、受注者に対し適切な措置を講じるよう指導を行うものとする。なお、下請業者の選定にあたっては、できる限り、宇城市内に事業所を有する業者から選定するよう配慮するものとする。

- (1) 下請契約の締結に関する事項
- (2) 下請業者の選定に関する事項
- (3) 不当に低い下請代金の禁止に関する事項
- (4) 適正な代金支払等に関する事項
- (5) 一括下請の禁止等に関する事項
- (6) 下請業者の主任技術者の雇用関係に関する事項

2 発注担当課は、監督員が前項の規定に基づき指導を行った場合において、受注者に改善の措置がみられない場合は、総務部契約検査課へ報告、協議するものとする。

3 監督員は、下請業者について、施工体制台帳等により社会保険等(健

康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の加入状況を確認するものとする。なお、当該下請業者が未加入であることが判明した場合の取扱いは、別に定める。

(施工体制台帳等の合議)

第4条 1件の下請金額が500万円以上(建築一式については1,500万円以上)又は下請金額の合計が5,000万円以上(建築一式については8,000万円以上)の場合は、総務部契約検査課まで合議するものとする。

(工事現場への備付け)

第5条 監督員は受注者に対して、発注機関へ提出した施工体制台帳等を工事現場に備え付けさせるものとする。

(その他)

第6条 前条までに定めるもののほか、施工体制台帳等に関し必要な事項は、別に定める「施工体制台帳等の作成マニュアル」によるものとする。

附 則 (平成26年9月12日宇城市契第181号)

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日宇城市契第388号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月12日宇城市契第646号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月31日)

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月19日宇城市契第222号)

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月25日宇城市契第179号)

この要領は、令和7年3月1日から施行する。